

アストのなっとく講座

～なくさないでね!
保険料の控除証明書のお話編～

 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
 はっば・・・わがまま、気まぐれな妹猫

 10月は、保険料の控除証明書が郵送される時期だわ。
みんな届いたかしら？

 年末調整の「所得税」「住民税」の控除に使うのよね！
これ、勤務先に出さなきゃいけないやつだから
ちゃんと取っておかないとダメなのよ！

 今回は、控除証明のよくあるギモンをまとめてみたわ。
直前で慌てないために、しっかりチェックしてね。
その①！控除証明をなくしたらどうすればいいで
しょうか。

 数か月なんだから、なくさないで欲しいわね。

 そうはいつでも、色々忙しいとね。
はっばだって、すぐ何でもなくしちゃうじゃないの。

 うっ・・・な、何も言い返せない・・・。

 紛失の際は保険会社に依頼して再発行が可能です。
再発行が間に合わない場合は、確定申告という
方法もできますよ。

 その②！火災保険の控除証明が届かない？

 実は、平成19年以降は「地震保険料控除」のみなん
です。
昔の保険料控除は、火災保険や傷害保険も対象だった
んだけどね。

 結構間違いやすいんだけどね。
地震保険をつけてない火災保険のみの契約の場合、
控除証明は出ないのよ。
あくまでも地震保険だけ！ってことね。

 その③！生命保険の控除証明が、分かりにくいです。

 旧制度は、「一般生命保険料控除」と「個人年金保険
料控除」の2種類。
新制度は「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」
「個人年金保険料控除」の3種類があるの。
確かに・・・なかなか分かりにくいわよね。
詳しくは、各保険会社に相談窓口があるから、連絡し
てみるのもオススメよ。

 その④！控除額の合計額は？

 地震保険料控除は
所得税では最大 50,000 円、
住民税では最大 25,000 円！

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、
個人年金保険料控除の合計は
所得税では最大 120,000 円、
住民税では最大 70,000 円！

 結構大きいにゃ。
みんな、控除証明書は大切に保管しておいてく
ださいね♪♪

アストのほけん

☎ 0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5

■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/ 10:00 ~ 19:00

E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:http://astnohoken.com/